

## 平成27年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年1月6日（火）午後2時 玉名市役所 4階 会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

|     |       |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 東 令佐  | 2番  | 取本 一則 | 3番  | 清田 順次 | 4番  | 西川 英文 |
| 5番  | 井上 清晴 | 6番  | 鶴田 克士 | 7番  | 永田 知博 | 8番  | 松本 恒幸 |
| 9番  | 荒木ひろ子 | 10番 | 坂本 誠二 | 11番 | 竹下 宏介 | 12番 | 坂西 孝之 |
| 13番 | 本田多美子 | 14番 | 森川 正志 | 15番 | 丸山 近信 | 16番 | 田辺 信之 |
| 17番 | 鎌本 勝利 | 18番 | 荒木まつ子 | 19番 | 大野 金生 | 20番 | 福田 友明 |
| 21番 | 田上 一  | 22番 | 小路 修三 | 23番 | 徳井 勝美 | 24番 | 田上 均  |
| 26番 | 小島 昌文 | 27番 | 植田 勇一 | 28番 | 植田 英男 | 29番 | 三川 了  |
| 30番 | 田上 輝行 | 31番 | 米野 旨雄 | 32番 | 松本 哲海 | 33番 | 生田三之利 |
| 34番 | 堀田 昌子 | 35番 | 谷川 文武 | 36番 | 岩永 幹生 | 37番 | 池本 信秋 |
| 38番 | 小田 募  |     |       |     |       |     |       |

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

25番 杉本 征子

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第 2号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 3号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第 4号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第 5号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 2号 農地の形状変更届について
- 第 3号 許可不要転用届について
- 第 4号 許可申請書の取下げについて

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） それでは、総会のほうに移りたいと思います。現在の出席委員さんは、38名のうち杉本委員さんが欠席ということで、37名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。ただいまから、平成27年度第1回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） 会長より挨拶をいただき、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきますので、よろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さん、明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、合併して10年という節目にあたりまして、昨日、新庁舎の開庁式がございました。そして本日、6日に農業委員会が開かれることは、生涯記憶に残ることだと思っております。皆さんと一緒に喜びたいと思います。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

本日の議案は、第1号より第5号までの78件と、報告第1号から報告第4号までの18件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、30番、田上委員と31番、米野委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第1号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、熊本市と大浜町の申請人で、申請物件、大浜町4351-2、畑565㎡外2筆、計の2,286㎡、従弟への贈与であります。

2番、伊倉北方と宮原の申請人で、申請物件、伊倉北方2832-5、畑116㎡、相手方の要望と経営拡張による売買でございます。

3番、中と石貫の申請人で、申請物件、石貫1096、田1,254㎡外3筆、計3,047㎡、夫の姪への贈与であります。

4番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上363、畑832㎡、これは5番との交換であります。

5番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上910、畑286㎡、これと宅地118.85㎡と合わせた交換でございます

6番、石貫と岱明町の申請人で、申請物件、滑石2369、田989㎡外1筆、計の2,003㎡、農業廃止と経営拡張による売買でございます。

7番、荒尾市と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町大野下477、田446㎡外2筆、計の1,472㎡、従弟への贈与であります。

次のページをお願いします。

8番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町浜田776-2、田474㎡外2筆、計の2,460㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

9番、岱明町と長洲町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1354、田830㎡外2筆、計の2,546㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

10番、熊本市と横島町の申請人で、申請物件、岱明町下前原136、田1,043㎡、妹への贈与となっております。

11番、田崎と天水町の申請人で、申請物件、天水町小天6247-1、畑505㎡、弟への贈与であります。

12番、伊倉北方と天水町の申請人で、申請物件、伊倉北方425、田1,100㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

13番、天水町の申請人で、申請物件、天水町小天6001、畑1,474㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

以上13件、合計の21,258㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。1番の案件について説明いたします。

申請人の譲渡人、譲受人は親戚関係であります。現在、熊本のほうに譲渡人は住んでおられ、高齢に伴い耕作不便という状況になってきて、この段階で従弟への贈

与という運びになりました。下限面積も十分満たされており、許可相当と判断いたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。ここに書いてありますとお相手方の要望と経営拡張ということで、何ら問題はなく許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本でございます。譲渡人と譲受人は親戚関係でございます。譲渡人の旦那様が亡くなられた関係で、耕作ができないということでの姪への贈与でございます。この姪の方は54歳で女ということでございますけど、旦那さんを養子でもらっておられまして、お父さんあたりと一緒に農地を管理、耕作をされております。異議ないと判断でございます。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、4番と5番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○19番（大野金生君） 4番の案件を説明いたします。19番、大野です。

畑832㎡と5番の畑286㎡を、お互いの利便性の向上によって交換するものでありますけども、286㎡のほうには、宅地118.85㎡と合わせて等価交換するものです。これは農業委員会、農業委員のあっせんによって協議成立しております。許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番と7番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。譲渡人は農業廃止、譲受人は認定農業者で、経営を拡張したいということなので、何も心配はないと思えます。許可相当と判断しました。

6番は、従弟への贈与で、譲受人は4人の家族で頑張っておられるので、何も心配はないと判断しました。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。これは労力不足と経営拡張ということであって、何も別に問題ないと思えます。許可相当と思えます。

○議長（東 令佐君） はい、次、9番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） はい、23番、徳井です。これも譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題はありませぬので、よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） はい、次、10番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 10番について説明します田上です。両申請人は兄弟ということで、姉から妹への贈与ということ。妹のほうは認定農家でもあり、何ら問題なく許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、11番と12番も委員さんが同じですので、続けて

どうぞ。

○35番（谷川文武君） 35番、谷川です。11番の件は、譲渡人、譲受人は御兄弟ということでありまして、お兄さんのほうは病気がちで御高齢ということで、弟さんへの贈与ということでもあります。何ら問題はないものと考えられます。

また、12番の件は、譲渡人は労力不足、譲受人の方は施設を経営しておられまして、そこの方々の労力を使って経営を拡張してバリバリやっております。何ら問題はないものと終われます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、13番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。13番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。何ら問題はございません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案のどおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第1号については、許可することに決定しました。

次に、議第2号、農地法第3条、農地第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第2号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件、大浜町5335の表の契約でございます。畑9,987㎡、農業者年金受給により、平成27年1月6日より10年間の契約でございます。

2番、和水町の申請人で、申請物件、上小田739、田1,173㎡外2筆、計6,025㎡、農業者年金受給により、平成27年1月6日より10年の契約でございます。

3番、横島町の申請人で、申請物件、横島町共栄537（表）の契約でございます。畑6,769㎡、農業者年金受給により、平成27年1月6日より18年間の

契約でございます。

4番、横島町の申請人で、申請物件、横島町5290、これも表の契約でございます。畑20,193㎡、農業者年金受給により、平成27年1月6日より14年間の契約でございます。

以上4件、合計42,974㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので御提案申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○9番（荒木ひろ子君） 9番、荒木です。1番の案件について説明いたします。

申請人は親子で、農業者年金受給のための使用貸借権で、下限面積も満たされていますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 2番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。2番の案件について説明します。

農業者年金受給ということで、これは再設定ということであります。下限面積も満たされていますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、4番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○30番（田上輝行君） 30番、田上です。3番、4番一緒ですので、一括して報告いたします。

この2人とも親子でございまして、息子さんもバリバリ農業をやっておられますので、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第2号については、許可することに決定しました。

次に、議第3号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第3号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、松木27-1、田478㎡外2筆、計1,318㎡、分譲住宅3区画の転用でございます。

2番、申請物件、岱明町庄山634-1、畑5,055㎡、貸資材置場、太陽光資材の置場としての転用でございます。

3番、申請物件、天水町小天9277-5、田57㎡、通路としての転用でございます。

以上3件、合計6,430㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。

地元委員さん同行のうえ現地調査を行なっておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号、1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

現地はですね、松木の区画整理された一画というふうなところで、東と北と西がともに市道に面してるというふうなことでございます。市道より1段低いため、埋め立て造成後、3区画の分譲住宅の申請というふうなことで、そこには上下水道、排水等も何ら問題はなく、許可相当です。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○19番（大野金生君） 2番の案件について説明します。

これはですね、資材置場として転用するもので、場所はナフコの西側ですね、現在ドラッグストアのコスモスが正面にあります。申請人は会社員でして、典型的な転勤族であります。転勤族のためにですね、もともとこの土地は10年前から耕作放棄で、かなり雑木とか竹、そこらが生えていました畑地でございます、現在は一応整地はしてあります。

この土地は付加価値もなくでですね、毎年これだけの土地の税金その他管理費等で申請人の生活にかなりネックとなっております。そこで転用後に賃貸の資材置場にしたいとの思いで申請に至った状況です。少なくとも税金ぐらひは何とかならんかというような思いで申請されております。



申請理由としまして、国道に面しており交通の便利がよく、資材置場には適正と思います。それから、事業の目的としまして、資材置場とするもので、ソーラー発電所の計画が、玉名・荒尾・山鹿地区にあり、そのために資材の置く場所を現在の現場の搬入に都合の良い中心部材木置場を計画しました。常時2メガ分ですね、資材を置く計画だそうです。北のほうは福岡県、南は鹿児島までここを起点に配送する予定だそうです。第1種農地ではありますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において、有する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落と接続して設置するものです。給水計画、これは現状のまま利用するというので、給水計画はありません。雨水処理は、今までどおり地面放流とします。生活雑排水も出ません。地元区長さんより、排水承諾書ももらってあります。

以上のようにですね、現地調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。3番の案件について説明します。

申請地は、県道と宅地をつなぐ申請人にとって必要な通路です。造成の必要はないので土砂の流出等はありません。通路ですので雨水の処理のみですが、ここは北側と南側に水路があります。この雨水は南側の水路に流れますので、問題はないと思います。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第3号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第4号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第4号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、立願寺343-1、畑448㎡、個人住宅としての転用でございます。

2番、申請物件、立願寺888-5、畑332.98㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

3番、申請物件、松木40-6、田299㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

次のページをお願いします。

4番、申請物件、築地2024-5、田8.01㎡外2筆、計330.01㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

5番、申請物件、伊倉北方927、畑899㎡外2筆、計2,130㎡、太陽光発電施設141.5kwの建設による転用でございます。

6番、岱明町庄山731-3、畑383㎡、貸資材置場の転用でございます。

7番、申請物件、岱明町浜田137-4、畑233㎡、個人住宅としての転用でございます。

8番、岱明町下沖洲301-4、畑191㎡外2筆、計467㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

9番、申請物件、岱明町扇崎26-1、畑380㎡、これも個人住宅の転用でございます。

10番、申請物件、天水町部田見2040-3、田636㎡、個人住宅及び通路としての転用でございます。

11番、申請物件、天水町部田見2040-5、田16㎡、宅地拡張による転用でございます。

次のページをお願いします。

12番、申請物件、天水町竹崎447-3、畑497㎡、個人住宅としての転用でございます。

以上12件、合計6,151.99㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。地元委員さんの同行のうえ、現地調査を行なっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番から3番まで委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

貸人と借人は親子というふうなことでございます。当該物件にですね、個人住宅の木造の平屋の建築というふうなことでございます。隣接した北側に里道があると

いうふうなことで、そこに給配水管ともにあるというふうなことでございます。雨水はですね、敷地の西側の道路側溝に流すというふうなことで、問題はないというところでございます。また、隣接地の農地はですね、1段ちょっと高くなっているというふうなことで、なんだ問題はないというふうなことで、許可相当でございます。

2番はですね、都市計画道路の立願寺線の道の北側に位置しとるという形で、そこに木造の2階建て、個人住宅のための申請というふうなことです。南西の1段高いところに農地があるというふうなことで、南側は1段低い農地というふうなことでございます。転用にあって、近隣の農地に被害が発生しないようにするというふうなことでございます。北側にですね、位置指定道路があるというふうなことで、そこに給配水、雨水等は接続をするというふうなことでございます。何ら現地調査の結果ですね、問題はないというふうなことでございます。

3番についてはですね、松木地区のですね、住宅基盤整備された16mの市道の北側というふうなところに位置しておるというふうなことで、そこに個人住宅を建てるというふうなことです。その北側にはですね、上下水道も完備をしているというふうなことであります。何ら問題ないというふうなことで、隣接地にいくらか農地がありますが、ここは譲渡人の農地ですので、問題はないというふうなことで、許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番の西川です。4番の案件につきまして説明いたします。

現地は築山小学校のすぐ目の前で、住宅地の中にある農地です。これは親子の関係でございまして、何ら親子関係、問題はないと思います。市道に面しておりました、上下水をそれに埋設されたり、それに接続するというところでございます。それから雨水は集合枘を使って側溝に流す。現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。太陽光発電設置でございまして、道路を挟んで住宅はありますけども、影響をおよぼすことはないと思われま。なお、雨水は自然浸透で、石垣には水抜きがありますので、これも問題もなく許可相当かと思われま。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○19番（大野金生君） 6番の案件について説明します。19番、大野です。

これは議第3号の2番と関連しておりまして、第3号の2番はですね、これは自分の土地をとるところでありまして、ここは譲渡人の土地を購入して、資材置場

として転用するものです。

ここはですね、先ほどの利用目的はないですけども、資材置場にしてはかなり大きな面積ということで、どういうものを置くかということ参考のために言っときますけども、1メガ当たり大体1,000㎡ぐらい必要だということでですね、太陽光のモジュール、それからフレーム、がだい、脚基礎、フェンス等を置く場所だそうです。現地調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、7番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。この物件はですね、南側に市道が通るところに上下水道が通っておりまして、この東と北側に小さいみかん畑があるというところがございます。西側には宅地で家が建っておりますので、別に平地でありますし、土砂流出も何も見つからないということでございまして、雑排水は上下水道を使って、給水は上水道ということで、別に問題はないと思います。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） はい、次、8番、9番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） はい、23番、徳井です。8番の案件について説明します。

申請人は、申請地に個人住宅1棟を建築されます。生活排水は市の公共下水を利用されて、雨水については浸透枡を設け、処理できなかった雨水については、道路側溝に流す計画となっております。被害はないと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

9番の案件について説明します。

申請人は、申請地に個人住宅1棟を建築します。生活排水は公共下水道を利用され、雨水については浸透枡を設けて処理、できなかった雨水は道路側溝に流す計画となっております。被害等はないと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、10番、11番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。10番の案件について説明いたします。

使用借人と使用貸人は親子関係です。借人は現在大津町の会社の近くにアパート暮らしをしておられます。将来実家のある天水町に専用住宅を建設したうえ、今後両親の面倒をみるのに一番良いと考え、父親の土地に家を建てる計画です。両親が住む家も近くですので、便利はいいとのこと。南側に進入路がありまして、この進入路の幅が136㎡あります。宅地住宅面積は500㎡で計画して、測量と分筆を行なうそうです。給配水計画はボーリングを利用するそうです。雑排水は集落排水に流すそうです。雨水は雨水枡を利用して側溝に流すそうです。被害防除計画

といたしまして、土砂の流出はないそうです。近隣の農地への被害等もないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と思われます。

11番の案件について説明いたします。

これは10番の案件の隣同士です。犬走りの拡張のため、譲渡人と譲受人は兄弟の間柄です。土地は無償提供だそうです。雨水は自然浸透だそうです。ほかに周辺の宅地への被害はないものと思われます。ほかは現在家が建っていますので、現在、給配水も必要ありません。あと雑排水もこれは集落排水に流されています。雨水は水路に流すそうです。現地調査の結果、何ら問題はないと思われます。よろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 次、12番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番、生田です。12番の案件について説明いたします。

まず、家族状況ですけれども、9人家族ということで非常に手狭になったということで、無理を生じているということで本件を申請しましたということであります。申請地は自宅の斜め向かい側に位置して、50mもないところであります。現在はみかん畑で、でこぼんハウスもまだ建っております。そのままの状態であります。給配水は集中井戸より摂取し、排水は集落排水へ接続するということであります。雨水は宅内浸透枡を設置して処理をする。敷地の周囲にはブロック塀を設置し、隣接などに影響がないように配置をとということであります。現地調査の結果、特に問題なく、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第4号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第5号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成27年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成27年1月6日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見決定を求められています。13ページから19ページまでの46件の集積であります。

19ページをお願いします。所有権移転3件、4,766㎡、利用権設定43件、156,676㎡、合計の46件、161,440㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 15番の新規で小作料が70,000円になってまして、これは米・麦・大豆ぐらいでは70,000円なあんまり高すぎる思います。何か施設園芸とかなんとかですかね。

○議長（東 令佐君） 事務局、どうぞ。

○事務局長（宮田辰也君） 施設園芸のミニトマトだそうです。

○11番（竹下宏介君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第5号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第1号から報告第4号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は14件の解約を受理しております。

24ページをお願いします。

報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありました

ので報告いたします。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。  
今回は、1件の届けを受理しております。

次のページをお願いいたします。

報告第3号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、1件の届けを受理しております。

報告第4号、許可申請書の取下げについて。下記の物件は許可申請後に取下げの届けがあったもので報告いたします。平成27年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は2件の取下げを受理しております。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日は慎重なる審議ありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年1月6日

玉名市農業委員会会長                      東    令佐

農   業   委   員                              田上 輝行

農   業   委   員                              米野 旨雄